

◎新潟県告示第1336号

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）（以下、「施行令」という。）第5条第3項（施行令第6条及び第7条第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、施行令第5条第1項及び第5項並びに第7条第1項から第3項までの規定による公表の方法を次のとおり定める。

なお、平成18年4月新潟県告示第631号は、廃止する。

令和6年12月17日

新潟県知事 花 角 英 世

1 インターネットを利用して閲覧に供する方法

新潟県入札情報サービス又は新潟県ホームページにおいて公表する。

2 閲覧所を設けて閲覧に供する方法

新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）別表第1（第2条関係）に規定する事務所（以下「事務所」という。）（地域振興局等は除く。）、県立病院、新潟工業用水道事務所及び上越利水事務所（以下「事務所等」という。）にあってはそれぞれの事務所等に係る事項を当該事務所等に、地域振興局等に設置されている事務所にあってはそれぞれの事務所に係る事項を当該事務所が設置されている庁舎に、その他の組織にあっては当該組織に係る事項を新潟県庁に閲覧所を設けて公表する。

附 則

この告示は、令和6年12月17日から施行する。